

益田圏域定位自立圏の形成に関する協定書

益田市・吉賀町

定住自立圏の形成に関する協定書

益田市(以下「中心市」という。)と吉賀町(以下「連携自治体」という。)は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った中心市と中心市が行った中心市宣言に賛同した連携自治体との間において、中心市及び連携自治体が相互に役割を分担して、人口定住のために必要な生活機能を確保しつつ、協調及び連携を図りながら圏域全体の住民福祉の向上及び地域振興を図るため、定住自立圏を形成することを目的とする。

(基本方針)

第2条 中心市及び連携自治体は、前条に規定する目的の達成のため、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

(連携する取組の分野及び内容並びに中心市・連携自治体の役割分担)

第3条 中心市及び連携自治体が相互に役割を分担して協調及び連携を図り、共同し、又は補完し合う政策分野は次の各号に掲げるものとし、その取組の内容並びに中心市及び連携自治体の役割は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

(事務執行及び費用負担)

第4条 中心市及び連携自治体は、前条に定める政策分野における取組を推進するため、相互に連携し、又は協力して事務執行に当たるものとする。

2 前条に定める政策分野における取組に係る手続及び人員の確保及び費用の負担は、相互の受益の程度を勘案し、その都度中心市及び連携自治体で協議のうえ、これを定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、中心市及び連携自治体で協議のうえ、これを定めるものとする。この場合において、中心市及び連携自治体は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

(協定の廃止)

第6条 中心市又は連携自治体が、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経たうえで、その旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項について
は、中心市及び連携自治体で協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、中心市及び連携自治体が記名押
印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成24年7月3日

島根県益田市常盤町1番1号

中 心 市 益田市

益田市長

福原慎太郎

島根県
益田市
長

島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地

連携自治体 吉賀町

吉賀町長

中谷

島根県
吉賀町
長

別表第1（第3条第1項1号関係）

■生活機能の強化に係る政策の分野

1 医療

(1) 医療体制の維持・充実

取組内容	中心市の役割	連携自治体の役割
圏域の医療を安定的に提供するため、関係機関と連携し、住民が安心して医療が受けられる体制づくりに努める。	1 関係機関と連携し、医療従事者の確保に必要な取組を実施するとともに連絡調整を行う。 2 休日応急診療所の運営等により圏域における救急医療体制の維持充実に努める。 3 救急医療、高度医療を担う中核病院に対し支援を行う。	中心市が行う圏域における医療体制の維持、充実に対する取組に協力するとともに、自らの地域内の医療機関の維持、充実に努める。

(2) 地域医療を守る体制の確立

取組内容	中心市の役割	連携自治体の役割
医師・看護師などの負担を軽減するため、適正受診の啓発や地域住民による健康づくりを推進する。	1 適正受診の啓発を行い、かかりつけ医制度の普及を図る。 2 地域における健康づくり活動や介護予防の取組に対し積極的に支援を行う。	1 中心市と連携し、適正受診の啓発を行い、かかりつけ医制度の普及を図る。 2 地域における健康づくり活動や介護予防の取組に対し積極的に支援を行う。

(3) 医療連携の強化

取組内容	中心市の役割	連携自治体の役割
多様化・高度化する救急医療ニーズに対応するため、圏域内の医療機関の連携、ネットワークの構築を推進する。	圏域内医療機関ネットワークの構築に向けた調整を行う。	圏域内医療機関ネットワークの構築に向けた協力をを行う。

2 産業振興

(1) 高津川流域產品のブランド化

取組内容	中心市の役割	連携自治体の役割
全国屈指の水質を誇る高津川產品について地域ブランドの開発を推進し、消費拡大に向けた販売戦略を展開する。	1 連携自治体及び関係団体と連携し、高津川產品の普及を図るとともに、地域ブランドの開発に取り組む。 2 連携自治体と連携し、高津川產品の知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等に取り組む。	1 中心市が行う高津川產品の普及及び地域ブランドの開発に協力して取り組む。 2 中心市と連携し、高津川產品の知名度の向上や販路拡大に資するPR活動等に取り組む。

(2) 流域産材の利用促進

取組内容	中心市役所の役割	連携自治体の役割
豊富な森林資源を有するこの圏域において、持続可能な木材生産体系の構築、流域産材の利活用、木質バイオマス資源の有効利用を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 持続可能な木材生産体系の構築に向け、連携自治体や関係団体との連携により、間伐等の施業や作業道等の整備を推進する。 木質バイオマスの有効活用について、調査研究を行うとともに、導入に対する支援を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 持続可能な木材生産体系の構築に向け、中心市や関係団体との連携により、間伐等の施業や作業道等の整備を推進する。 中心市と協力し、木質バイオマスの有効活用を図る。

(3) 観光の振興

取組内容	中心市役所の役割	連携自治体の役割
清流高津川や温泉など圏域の資源を活かした圏域内外でのイベントの開催や交流人口の増加を目的とした観光PR活動等を推進する。	<ol style="list-style-type: none"> 連携自治体や関係団体と連携し、圏域内での周遊性を高め、観光客の滞在時間の延長を図るため、高津川や温泉、伝統芸能等圏域内の観光資源を組み合わせた商品やルートの開発に取り組む。 圏域内で行われるイベント等のPRに努めるとともに、連携自治体や関係団体と連携して、魅力のあるイベントの企画を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 中心市と協力し、圏域内の資源を組み合わせた観光商品や観光ルートの開発に取り組む。 中心市と協力し、イベント等の企画及びPRに努める。

(4) 新・省エネルギーの導入促進

取組内容	中心市役所の役割	連携自治体の役割
圏域の豊かな自然を活用し、持続可能な社会を構築するため、太陽光や太陽熱、木質バイオマス等再生可能エネルギーの導入促進を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 新・省エネルギーを導入しようとする住民等へ導入に対する支援を行う。 所有する施設への新・省エネルギー導入を図る。 新・省エネルギーの普及に向け、連携自治体や関係機関と連携して啓発活動に取り組む。 	<ol style="list-style-type: none"> 新・省エネルギーを導入しようとする住民等へ導入に対する支援を行う。 所有する施設への新・省エネルギー導入を図る。 中心市と協力し、新・省エネルギーの普及啓発活動に取り組む。

3 その他

地域防災力の向上

取組内容	中心市との役割	連携自治体との役割
自然災害の発生に備えるとともに、発生時の被害を最小限に止めるため、圏域における防災体制の強化に取り組む。	1 地域住民が主体となって地域の災害被害を予防し抑制する自主防災組織の設立を促進する。 2 連携自治体と連携し、圏域内の自主防災組織や水防団等の訓練や研修、演習等を合同で行い、災害発生時における相互応援体制の確立を図る。	1 地域住民が主体となって地域の災害被害を予防し抑制する自主防災組織の設立を促進する。 2 中心市と協力し、圏域内の自主防災組織や水防団等の訓練や研修、演習等を合同で行い、災害発生時における相互応援体制の確立を図る。

別表第2（第3条第1項2号関係）

■結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

地域公共交通ネットワークの維持

取組内容	中心市の役割	連携自治体の役割
圏域内における通院、通学等の生活交通を確保するため、バス事業者との連携やコミュニティバスなどの運行により、圏域内の公共交通ネットワークの維持を図る。	1 圏域内の生活交通の確保に向け、課題解決のための調査研究を行う。 2 地域交通維持、拡充に対し必要な支援を行う。 3 圏域内の住民の利便性向上に向け、相互乗り入れやダイヤ調整等関係団体との調整を行う。	1 中心市の行う調査研究に協力する。 2 地域交通維持、拡充に対し必要な支援を行う。 3 相互乗り入れやダイヤ調整等について、中心市と協力し、関係団体との調整を行う。

2 交通インフラの整備

高規格道路等の整備促進

取組内容	中心市の役割	連携自治体の役割
道路交通のネットワーク化を図るため、国、県等の関係機関と連携して、高規格道路や主要幹線道路の整備を促進する。	1 連携自治体や関係団体と連携して山陰道の早期整備を目指す。 2 幹線道路の整備に関し、広域的な視点を持ち、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を連携自治体と連携して推進する。	1 中心市と連携して山陰道の早期整備を目指す。 2 幹線道路の整備に関し、広域的な視点を持ち、圏域内の道路ネットワークの構築に向けた取組を中心市と連携して推進する。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

体験型観光・滞在型交流の推進

取組内容	中心市の役割	連携自治体の役割
圏域内の豊かな森林や河川といった自然資源や農地を活かした体験メニューを充実させることにより、交流人口の増加を図る。	1 豊かな自然を活用した体験メニューやイベントについて、連携自治体や関係団体と連携して開発するとともに実施に向け取り組む。 2 長期滞在を受け入れる二地域居住・クライングルテンに取り組む。	1 中心市と連携し、体験メニューやイベントの企画を行うとともに、実施に向け取り組む。 2 長期滞在を受け入れる二地域居住・クライングルテンに取り組む。

別表第3（第3条第1項3号関係）

■圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 人材の育成

地域の担い手育成・確保

取組内容	中心市役割	連携自治体の役割
地域において様々な活動を支援し、地域づくりのサポートを行える人材を確保する。	地域の実情を熟知している人材を確保し、集落の活性化に向けた人材を確保するとともに、連携自治体との人的交流や情報の共有化を推進する。	地域の実情を熟知している人材を確保し、集落の活性化に向けた人材を確保するとともに、中心市との人的交流や情報の共有化を推進する。

2 圏域内市町の人材交流

職員の交流

取組内容	中心市役割	連携自治体の役割
職員の資質の向上及び圏域の円滑な事業運営とマネジメント能力の向上を図るために、合同研修の開催や人事交流を実施する。	1 職員の能力向上に向けた研修を実施するとともに、連携して合同研修を開催する。 2 連携自治体と積極的な職員人事交流を図る。	1 中心市が実施する職員研修に積極的に参加するとともに、連携して合同研修を開催する。 2 中心市と積極的な職員人事交流を図る。

